

関原発第 286号
2021年7月29日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり美浜発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和45年 6月17日付 45原第 3875号をもって認可を受け、
昭和46年 2月10日付 46原第 19号、 昭和47年 2月16日付 46原第 9309号、
昭和48年 9月10日付 48原第 8400号、 昭和48年11月22日付 48原第10426号、
昭和49年 5月29日付 49原第 4641号、 昭和49年 8月20日付 49原第 6868号、
昭和49年10月30日付 49原第 9438号、 昭和50年 5月14日付 50原第 3839号、
昭和50年10月31日付 50原第 9181号、 昭和50年11月26日付 50原第 9545号、
昭和51年 9月30日付 51安(原規)第 95号、 昭和52年 3月29日付 52安(原規)第106号、
昭和52年 5月31日付 52安(原規)第128号、 昭和53年10月30日付 53安(原規)第232号、
昭和54年 6月22日付 54資庁第 8354号、 昭和54年 9月10日付 54資庁第11645号、
昭和55年 5月12日付 54資庁第16381号、 昭和55年 6月30日付 55資庁第 8107号、
昭和55年11月11日付 55資庁第12094号、 昭和56年 6月19日付 56資庁第 8316号、
昭和56年 8月20日付 56資庁第10448号、 昭和57年 1月26日付 56資庁第17611号、
昭和57年 6月22日付 57資庁第10603号、 昭和58年 2月10日付 57資庁第19486号、
昭和59年 2月28日付 58資庁第19992号、 昭和59年 8月17日付 59資庁第10192号、
昭和60年 2月21日付 59資庁第17851号、 昭和60年11月 5日付 60資庁第11804号、
昭和61年 6月26日付 61資庁第 8870号、 昭和62年 7月27日付 62資庁第 7373号、
昭和63年 2月23日付 62資庁第16335号、 昭和63年 7月14日付 63資庁第 7654号、
平成元年 3月31日付 元資庁第 3501号、 平成 2年 3月23日付 2資庁第 1878号、
平成 3年 3月 1日付 3資庁第 607号、 平成 4年 2月 6日付 4資庁第 120号、
平成 5年 1月13日付 4資庁第12580号、 平成 5年 5月31日付 5資庁第 5098号、

平成 5年 6月25日付	5資庁第 7613号、	平成 5年10月27日付	5資庁第11639号、
平成 6年 4月27日付	6資庁第 4697号、	平成 6年 6月24日付	6資庁第 7494号、
平成 7年 4月13日付	7資庁第 2127号、	平成 7年 6月23日付	7資庁第 7878号、
平成 7年10月 6日付	7資庁第11059号、	平成 8年 8月23日付	8資庁第 8447号、
平成 9年 1月31日付	8資庁第12743号、	平成 9年 3月24日付	平成09・02・26第 4号、
平成 9年 6月26日付	平成09・06・12第12号、	平成10年 6月22日付	平成10・03・30第45号、
平成10年 6月25日付	平成10・06・22第13号、	平成11年 9月 8日付	平成11・07・29第20号、
平成12年 1月12日付	平成11・12・14第13号、	平成12年 5月19日付	平成12・04・17第 5号、
平成12年 6月26日付	平成12・06・12第 9号、	平成13年 1月 5日付	平成12・08・31第 9号、
平成13年 2月23日付	平成13・02・15第17号、	平成13年 3月30日付	平成13・03・23第11号、
平成13年11月 7日付	平成13・09・28第40号、	平成14年 3月 8日付	平成14・02・07第 7号、
平成14年 8月28日付	平成14・07・12第10号、	平成14年10月22日付	平成14・09・20第 6号、
平成15年 6月20日付	平成15・06・09第17号、	平成15年 9月18日付	平成15・08・28第 8号、
平成16年 5月13日付	平成15・12・19第36号、	平成16年 6月16日付	平成16・06・07第10号、
平成17年 7月20日付	平成17・07・04第21号、	平成18年 2月22日付	平成18・01・31第14号、
平成18年 4月21日付	平成18・04・14第 2号、	平成18年 9月 8日付	平成18・08・24第10号、
平成19年 3月15日付	平成19・02・16第15号、	平成19年 6月26日付	平成19・06・08第135号、
平成19年12月13日付	平成19・09・28第30号、	平成19年12月13日付	平成19・11・30第24号、
平成20年 5月 7日付	平成20・04・22第24号、	平成20年 6月18日付	平成20・05・20第 9号、
平成20年 8月22日付	平成20・07・11第12号、	平成20年10月 7日付	平成20・09・16第14号、
平成20年12月12日付	平成20・10・31第 1号、	平成21年 3月25日付	平成21・03・03第22号、
平成21年11月 4日付	平成21・09・18第12号、	平成22年 2月10日付	平成22・01・06第12号、
平成22年 6月25日付	平成22・06・10第 1号、	平成22年 6月28日付	平成21・11・05第21号、
平成23年 5月 6日付	平成23・04・04第32号、	平成23年 5月11日付	平成23・04・20第 1号、
平成24年 7月19日付	平成23・07・25第13号、	平成24年 9月 6日付	20120815第23号、
平成25年 3月25日付	原管収第121221001号、	平成26年 6月 9日付	原規規第1406094号、
平成27年 6月12日付	原規規第1506126号、	平成27年 9月18日付	原規規第1509182号、
平成27年11月17日付	原規規第1511176号、	平成28年 3月24日付	原規規第1603249号、
平成28年 8月 1日付	原規規第1608013号、	平成28年11月16日付	原規規第1611163号、
平成29年 4月19日付	原規規第17041913号、	平成29年 6月26日付	原規規第1706264号、
平成30年 1月10日付	原規規第1801104号、	平成30年 6月26日付	原規規第1806269号、
平成30年11月16日付	原規規第1811166号、	平成31年 4月25日付	原規規第1904251号、
令和元年11月28日付	原規規第1911284号、	令和 2年 2月27日付	原規規第2002271号、
令和 2年 5月26日付	原規規第2005261号、	令和 2年 6月19日付	原規規第2006191号、
令和 2年10月 7日付	原規規第20100711号、	令和 3年 2月19日付	原規規第2102192号及び
令和 3年 6月 4日付	原規規第2106043号		で変更認可を受けた美浜発電所原子炉施設

保安規定の記述を、別添の美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし、変更箇所を示す記載は含まない）。

2. 変更の理由

(1) 美浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画の変更認可申請書の反映による変更

美浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画（以下、「廃止措置計画」という。）について、原子炉周辺設備解体撤去期間（第2段階）（以下、「第2段階」という。）における廃止措置計画を定め、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の3第3項において準用する同法第12条の6第3項の規定に基づき、変更認可を申請した。

このため、廃止措置計画の変更認可申請書の記載を踏まえ、第2段階の廃止措置に係る保安管理措置を規定するため、美浜発電所原子炉施設保安規定について、新規条文を追加するとともに、関連条文の変更を行う。

(2) 記載の適正化

第8条（原子力発電安全運営委員会）、第144条（廃止措置主任者の選任）、第162条（新燃料の貯蔵）及び添付4（管理区域図）について、記載を適正化する。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、2022年4月1日から施行する。

以 上

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(原子力発電安全運営委員会)</p> <p>第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (d) 巡視点検に関する事項 (e) 異常時の措置に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的実施するサーベイランスに関する事項 (i) 誤操作の防止に関する事項 (j) 火災、内部溢水、火山影響等およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項 (k) 重大事故等および大規模環境発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (c) 燃料の検査および取替に関する事項 (3) 放射性廃棄物管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4) 放射線管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 (c) 保全区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項</p>	<p>(原子力発電安全運営委員会)</p> <p>第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (d) 巡視点検に関する事項 (e) 異常時の措置に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的実施するサーベイランスに関する事項 (i) 誤操作の防止に関する事項 (j) 火災、内部溢水、火山影響等およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項 (k) 重大事故等および大規模環境発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (c) 燃料の検査および取替に関する事項 (3) 放射性廃棄物管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4) 放射線管理に関する社内標準の制定および改正 (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 (c) 保全区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項</p>	<p>変更なし</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(5) 施設管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項</p> <p>(7) 非常事態における運転操作に関する社内標準の制定および改正（第 1 2 3 条）</p> <p>(8) 保安教育実施計画の策定（第 1 3 1 条）に関する事項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3．所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。</p> <p>4．運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、ポイラー・タービン主任技術者、第 5 条第 2 項(3)、(5)、(7)、(9)から(12)および(15)から(23)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(5) 施設管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項（第 2 編第 1 5 5 条第 2 項に関する事項を含む）</p> <p>(7) 非常事態における運転操作に関する社内標準の制定および改正（第 1 2 3 条）</p> <p>(8) 保安教育実施計画の策定（第 1 3 1 条）に関する事項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3．所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。</p> <p>4．運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ポイラー・タービン主任技術者、第 5 条第 2 項(3)、(5)、(7)、(9)から(12)および(15)から(23)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>記載の適正化</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																
<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第101条 発電室長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、復水器冷却水放水路より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表101-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表101-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>4. 放射線管理課長は、表101-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>表101-1</p> <table border="1" data-bbox="651 103 762 421"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (1, 2, 3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>7.1×10^{10} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表101-2</p> <table border="1" data-bbox="834 103 909 421"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値 (1, 2, 3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>1.1×10^{14} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	放出管理目標値 (1, 2, 3号炉合算)	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.1×10^{10} Bq/年	項目	放出管理の基準値 (1, 2, 3号炉合算)	トリチウム	1.1×10^{14} Bq/年	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第101条 発電室長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、復水器冷却水放水路より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表101-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表101-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>4. 放射線管理課長は、表101-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>表101-1</p> <table border="1" data-bbox="651 421 762 766"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (3号炉)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>3.7×10^{10} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表101-2</p> <table border="1" data-bbox="834 421 909 766"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値 (3号炉)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>5.5×10^{13} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	放出管理目標値 (3号炉)	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	3.7×10^{10} Bq/年	項目	放出管理の基準値 (3号炉)	トリチウム	5.5×10^{13} Bq/年	<p>廃止措置計画の変更認可申請書の反映(放出管理目標値を1号炉および2号炉と3号炉に分けて設定することによる変更)</p>
項目	放出管理目標値 (1, 2, 3号炉合算)																	
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.1×10^{10} Bq/年																	
項目	放出管理の基準値 (1, 2, 3号炉合算)																	
トリチウム	1.1×10^{14} Bq/年																	
項目	放出管理目標値 (3号炉)																	
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	3.7×10^{10} Bq/年																	
項目	放出管理の基準値 (3号炉)																	
トリチウム	5.5×10^{13} Bq/年																	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由								
<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第102条 発電室長および原子炉保修課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表102-2に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2.放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表102-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3.放射線管理課長は、表102-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4.表102-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第106条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課(室)長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、表102-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>表102-1</p> <table border="1" data-bbox="821 1637 962 2119"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (1,2,3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス よう素131</td> <td>1.0×10⁵ Bq/年 2.5×10¹⁰ Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	放出管理目標値 (1,2,3号炉合算)	放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10 ⁵ Bq/年 2.5×10 ¹⁰ Bq/年	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第102条 発電室長および原子炉保修課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表102-2に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2.放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表102-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3.放射線管理課長は、表102-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4.表102-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第106条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課(室)長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、表102-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>表102-1</p> <table border="1" data-bbox="821 779 962 1261"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (3号炉)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス よう素131</td> <td>1.0×10⁵ Bq/年 2.5×10¹⁰ Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	放出管理目標値 (3号炉)	放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10 ⁵ Bq/年 2.5×10 ¹⁰ Bq/年	<p>廃止措置計画の変更認可申請書の反映(放出管理目標値を1号炉および2号炉と3号炉に分けて設定することによる変更)</p>
項目	放出管理目標値 (1,2,3号炉合算)									
放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10 ⁵ Bq/年 2.5×10 ¹⁰ Bq/年									
項目	放出管理目標値 (3号炉)									
放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10 ⁵ Bq/年 2.5×10 ¹⁰ Bq/年									

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(目的)</p> <p>第 135 条 この規定第 2 編（第 2 編において、以下、「本編」という。）は、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき、廃止措置段階のうち、<u>解体準備期間</u>にある美浜発電所 1 号炉および 2 号炉原子炉施設（本編において、以下、「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下、「保安活動」という。）を定め、核燃料物質等または原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 135 条 この規定第 2 編（第 2 編において、以下、「本編」という。）は、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき、廃止措置段階のうち、<u>原子炉周辺設備解体撤去期間</u>にある美浜発電所 1 号炉および 2 号炉原子炉施設（本編において、以下、「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下、「保安活動」という。）を定め、核燃料物質等または原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>廃止措置計画の変更認可申請書の反映（原子炉周辺設備解体撤去期間への移行による変更）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>（廃止措置主任者の選任）</p> <p>第144条 所長は、廃止措置主任者を、保安活動を監督するに当たり必要な知識を有することを所長が認められた者であって、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者から選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子炉施設の施設管理に関する業務 (2) 原子炉の運転に関する業務 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務 <p>2．廃止措置主任者は1号炉および2号炉で兼任することができる。</p> <p>3．廃止措置主任者の職位は、課（室）長以上とする。</p> <p>4．廃止措置主任者には代行者を置くことができる。</p> <p>5．廃止措置主任者が職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらかじめ廃止措置主任者を選任する。</p>	<p>（廃止措置主任者の選任）</p> <p>第144条 所長は、廃止措置主任者を、保安活動を監督するに当たり必要な知識を有することを所長が認められた者であって、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者から選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子炉施設の施設管理に関する業務 (2) 原子炉の運転に関する業務 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務 <p>2．廃止措置主任者は1号炉および2号炉で兼任することができる。</p> <p>3．廃止措置主任者の職位は、課（室）長以上とする。</p> <p>4．<u>廃止措置主任者には代行者を置くことができる。なお、廃止措置主任者の代行者を置く場合は、第1項から第3項に基づき選任する。</u></p> <p>5．<u>廃止措置主任者が職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらかじめ廃止措置主任者を選任する。</u></p>	<p>記載の適正化</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(工事の計画および実施) 第155条 原子力部門は、廃止措置工事¹を実施する場合、以下の必要なプロセスを実施する。 (1) 工事計画 (2) 設計計画 (3) 調達管理 (4) 工事管理</p> <p>2. 原子力部門は、第1項の工事計画を策定するにあたり、工事の内容が3号炉の原子炉施設の機能に影響を与えないことを確認する。</p> <p>3. 原子力部門は、廃止措置工事を実施するにあたり、廃止措置計画を踏まえ、必要に応じて次の各号に示す措置を講じる。 (1) 汚染拡大防止対策および漏えい防止対策 (2) 被ばく低減対策 (3) 事故防止対策</p> <p>4. 原子力部門は、廃止措置工事の結果について記録する。</p> <p>1: 廃止措置工事とは、廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去、残存放射能調査工事およびその他第187条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう。</p>	<p>(工事の計画および実施) 第155条 原子力部門は、廃止措置工事¹を実施する場合、以下の必要なプロセスを実施する。 (1) 工事計画 (2) 設計計画 (3) 調達管理 (4) 工事管理</p> <p>2. 原子力部門は、第1項の工事計画を策定するにあたり、工事の内容が3号炉の原子炉施設の機能に影響を与えないことを確認する。</p> <p>3. 原子力部門は、廃止措置工事を実施するにあたり、廃止措置計画を踏まえ、必要に応じて次の各号に示す措置を講じる。 (1) 汚染拡大防止対策および漏えい防止対策 (2) 被ばく低減対策 (3) 事故防止対策</p> <p>4. 原子力部門は、廃止措置工事の結果について記録する。</p> <p>1: 廃止措置工事とは、廃止措置計画に基づく、系統除染工事、残存放射能調査工事および設備の解体撤去工事をいう。</p>	<p>廃止措置計画の変更認可申請書の反映（廃止措置工事対象の明確化）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(新規作成)</p>	<p>(解体撤去物の管理)</p> <p>第 1 5 条の 2 各課(室)長は、管理区域内における廃止措置工事で発生した解体撤去物を「放射性廃棄物でない廃棄物」、「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの(以下、「<u>ＣＬ推定物</u>」という。)、および「放射性固体廃棄物」に分別し、それぞれ次の措置を講じる。</p> <p>(1) 「放射性廃棄物でない廃棄物」は、第 1 6 6 条第 2 項に従い管理する。</p> <p>(2) 「<u>ＣＬ推定物</u>」は容器に収納し、保管エリア¹に保管する。保管にあたっては、「<u>ＣＬ推定物</u>」について、異物の混入および放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じる。</p> <p>(3) 「<u>放射性固体廃棄物</u>」は、第 1 6 5 条の 2 第 1 項(5)に従い固体廃棄物貯蔵庫に保管する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第 1 項(2)に従い保管エリアに保管された容器には、「<u>ＣＬ推定物</u>」を示す標識を付け、「<u>ＣＬ推定物</u>」に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p>1: 保管エリアとは、<u>廃止措置計画に基づき、管理区域内に設置する解体撤去物の保管を行うエリアをいう。</u></p>	<p>廃止措置計画の変更認可申請書の反映（解体撤去物の管理を追加）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(新規作成)</p>	<p>(<u>保管エリアの管理</u>) <u>第15条の3 放射線管理課長は、保管エリアを壁、柵等の区画物によって区画する他、保管エリアの目に付きやすい箇所に保管エリアである旨を掲示する。</u> <u>2.放射線管理課長は、保管エリアに係る次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</u> <u>(1) 「C.L.推定物」の保管状況を確認するために、1週間に1回、保管エリアを巡視する。</u> <u>(2) 1ヶ月に1回、保管量を確認する。</u> <u>3.放射線管理課長は、保管エリアの目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</u></p>	<p>廃止措置計画の変更認可申請書の反映（C.L.推定物を保管する保管エリアの管理を追加）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第161条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、発電所内において新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、新燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。<u>なお、新燃料から燃料棒を引抜き、燃料棒表面を除染する場合は、取り扱う数量を燃料集合体1体毎かつその1体分の燃料棒に限定すること。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第161条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、発電所内において新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、新燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>廃止措置計画の変更認可申請書の反映（新燃料の搬出方法の変更）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(新燃料の貯蔵) 第162条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 新燃料は、新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下、「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。 (2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。 (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 (5) 1号炉および2号炉の使用済燃料ピット内で燃料の配置変更を行う場合は、燃料が臨界に達しないことをあらかじめ評価および確認すること。</p>	<p>(新燃料の貯蔵) 第162条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 新燃料は、新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下、「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。 (2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。 (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 (5) 1号炉の使用済燃料ピット内で燃料の配置変更を行う場合は、燃料が臨界に達しないことをあらかじめ評価および確認すること。</p>	<p>記載の適正化</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

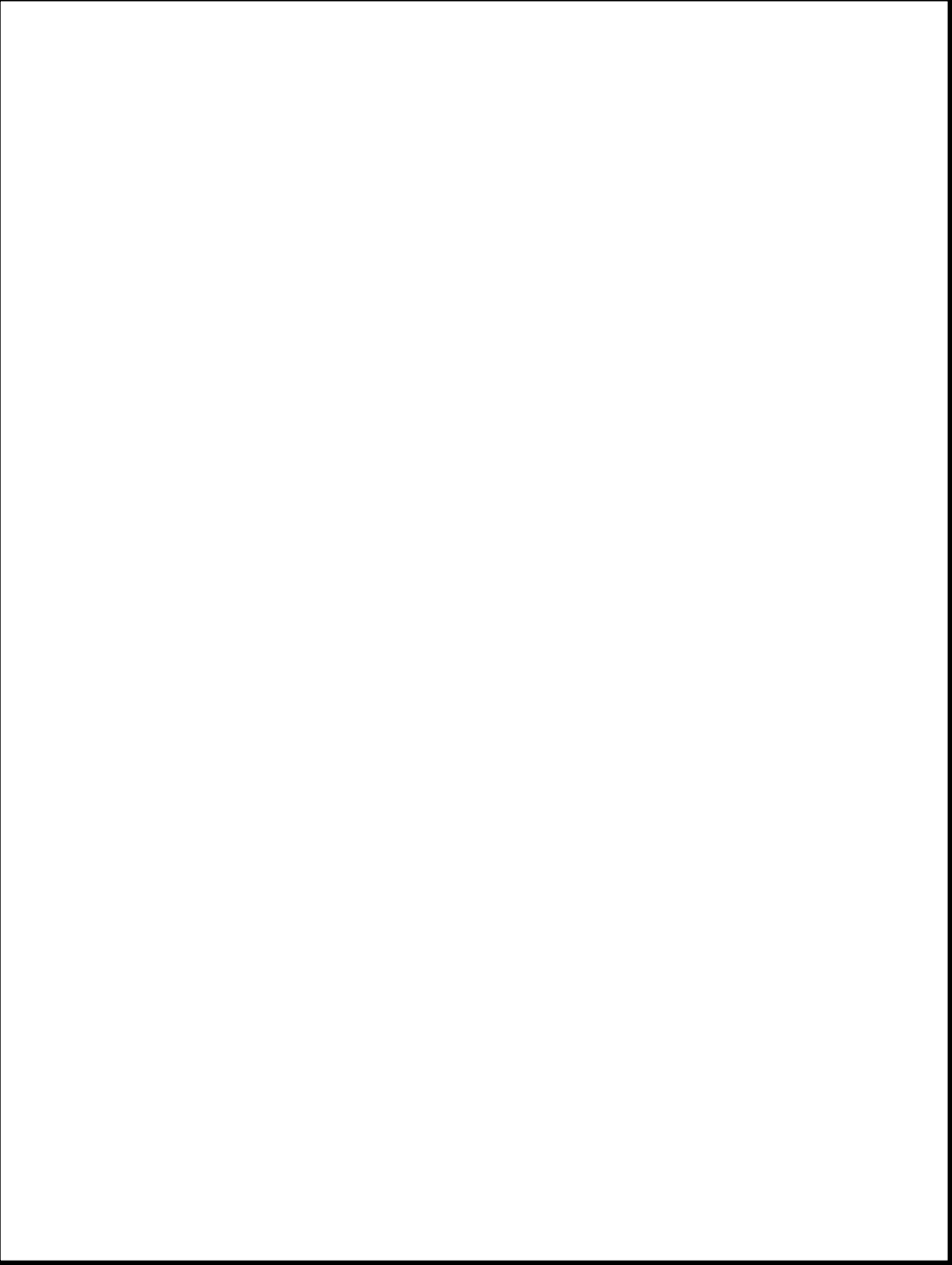
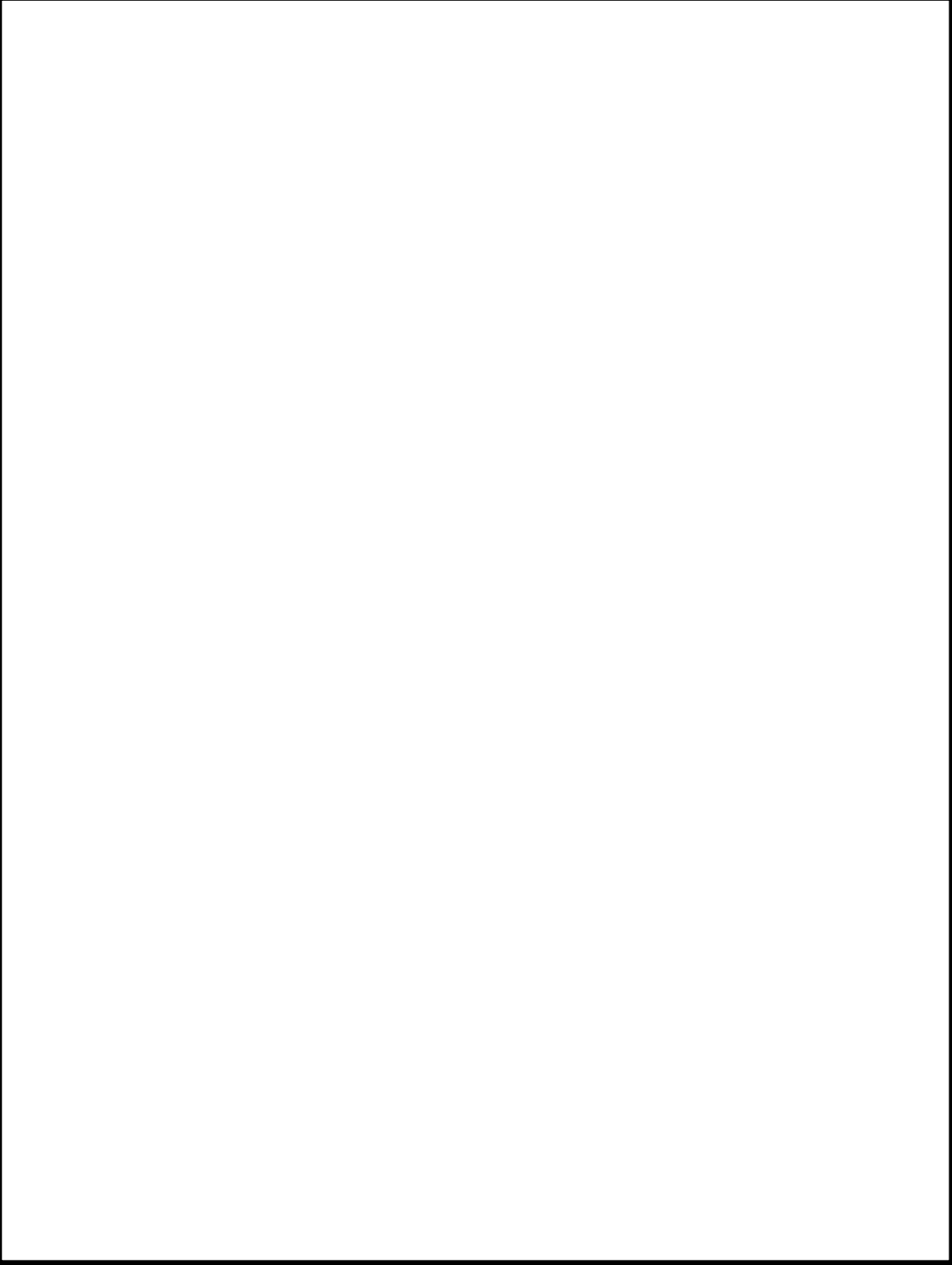
変更前	変更後	理由								
<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第168条 発電室長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、復水器冷却水放水路より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表168-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表168-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>4. 放射線管理課長は、表168-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第168条 発電室長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、復水器冷却水放水路より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（コバルト60）の放出量が、表168-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表168-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>4. 放射線管理課長は、表168-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p>	<p>廃止措置計画の変更認可申請書の反映(放出管理目標値を1号炉および2号炉と3号炉に分けて設定することによる変更)</p>								
<p>表168-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (1、2、3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>7.1×10^{10} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 (1、2、3号炉合算)	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.1×10^{10} Bq/年	<p>表168-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (1号炉および2号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (コバルト60)</td> <td>2.1×10^7 Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 (1号炉および2号炉合算)	放射性液体廃棄物 (コバルト60)	2.1×10^7 Bq/年	
項目	放出管理目標値 (1、2、3号炉合算)									
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.1×10^{10} Bq/年									
項目	放出管理目標値 (1号炉および2号炉合算)									
放射性液体廃棄物 (コバルト60)	2.1×10^7 Bq/年									
<p>表168-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値 (1、2、3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>1.1×10^{16} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	放出管理の基準値 (1、2、3号炉合算)	トリチウム	1.1×10^{16} Bq/年	<p>表168-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値 (1号炉および2号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>1.7×10^{13} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	放出管理の基準値 (1号炉および2号炉合算)	トリチウム	1.7×10^{13} Bq/年	
項目	放出管理の基準値 (1、2、3号炉合算)									
トリチウム	1.1×10^{16} Bq/年									
項目	放出管理の基準値 (1号炉および2号炉合算)									
トリチウム	1.7×10^{13} Bq/年									

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由								
<p>(放射気体廃棄物の管理)</p> <p>第169条 発電室長は、放射気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表169-2に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2.放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表169-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3.放射線管理課長は、表169-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4.表169-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第173条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課(室)長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、表169-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<p>(放射気体廃棄物の管理)</p> <p>第169条 発電室長は、放射気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表169-2に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2.放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表169-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3.放射線管理課長は、表169-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4.表169-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第173条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課(室)長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、表169-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>									
<p>表169-1</p> <table border="1" data-bbox="821 1635 965 2116"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (1、2、3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射気体廃棄物 希ガス <u>よ</u>素131</td> <td><u>1.0 × 10¹⁵ Bq/年</u> <u>2.5 × 10¹⁰ Bq/年</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	放出管理目標値 (1、2、3号炉合算)	放射気体廃棄物 希ガス <u>よ</u> 素131	<u>1.0 × 10¹⁵ Bq/年</u> <u>2.5 × 10¹⁰ Bq/年</u>	<p>表169-1</p> <table border="1" data-bbox="821 750 965 1265"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (1号炉および2号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射気体廃棄物 粒子状物質 (<u>コ</u>/<u>ル</u>ト60)</td> <td><u>2.6 × 10⁸ Bq/年</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	放出管理目標値 (1号炉および2号炉合算)	放射気体廃棄物 粒子状物質 (<u>コ</u> / <u>ル</u> ト60)	<u>2.6 × 10⁸ Bq/年</u>	<p>廃止措置計画の変更認可申請書の反映(放出管理目標値を1号炉および2号炉と3号炉に分けて設定することによる変更)</p>
項目	放出管理目標値 (1、2、3号炉合算)									
放射気体廃棄物 希ガス <u>よ</u> 素131	<u>1.0 × 10¹⁵ Bq/年</u> <u>2.5 × 10¹⁰ Bq/年</u>									
項目	放出管理目標値 (1号炉および2号炉合算)									
放射気体廃棄物 粒子状物質 (<u>コ</u> / <u>ル</u> ト60)	<u>2.6 × 10⁸ Bq/年</u>									

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
	<p>附 則（ <u>年 月 日 平成26原安防通達第2号 -</u> ） （<u>施行期日</u>） 第 1 条 この通達は、<u>2022年4月1日から施行する。</u></p>	<p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、2022年4月1日から施行する。</p>

変 更 前	
変 更 後	
理 由	記載の適正化

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

添付資料

- 1 . 美浜発電所 1 号及び 2 号発電用原子炉施設廃止措置計画の変更認可申請書の反映による変更

美浜発電所 1 号及び 2 号発電用原子炉施設廃止措置計画の変更認可申請書
の反映による変更

廃止措置計画について、第 2 段階における廃止措置計画を定め、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 3 4 第 3 項において準用する同法第 1 2 条の 6 第 3 項の規定に基づき、変更認可を申請した。

このため、廃止措置計画の変更認可申請書の記載を踏まえ、第 2 段階の廃止措置に係る保安管理措置を規定するため、美浜発電所原子炉施設保安規定について、新規条文を追加するとともに、関連条文の変更を行う。

(追加)

- ・第 1 5 5 条の 2 (解体撤去物の管理)
- ・第 1 5 5 条の 3 (保管エリアの管理)

(変更)

- ・第 1 0 1 条 (放射性液体廃棄物の管理)
- ・第 1 0 2 条 (放射性気体廃棄物の管理)
- ・第 1 3 5 条 (目的)
- ・第 1 5 5 条 (工事の計画および実施)
- ・第 1 6 1 条 (新燃料の運搬)
- ・第 1 6 8 条 (放射性液体廃棄物の管理)
- ・第 1 6 9 条 (放射性気体廃棄物の管理)

以 上